

只木ゼミ夏合宿第2問検察レジュメ(反対尋問)

文責:3班

- 5 1.1 ページ34行目において、「しかし、本説においても最終的には軽い罪が重い罪に吸収されてしまうため、罪名従属性を厳格に認めているとはいえない」とあるがどういう意味か。
- 10 2.2 ページ5行目において、「正犯行為を通じて構成要件を実現し法益侵害・危険の結果を惹起させることにその本質があり」とあり、「狭義の共犯」における共犯の処罰根拠であると解されるが、この処罰根拠から「共同して特定の構成要件を実現したという事実が必要である」と導いたと解してよいか。
- 3.2 ページ29行目において「構成要件的重要性と錯誤の重要性の判断基準とを異なって解している」とあるがどういう意味か。